

高齢者インフルエンザ予防接種について

----- 予防接種を受ける前に読んでください -----

1 どんな病気でしょうか

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをする事により、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。

インフルエンザの流行は、通常、初冬から春先にみられます。

典型的なインフルエンザの症状は、高熱、頭痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などもみられます。普通のかぜに比べて全身症状が強いのが特徴です。気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。

2 ワクチン接種について

インフルエンザ予防接種の有効性は世界的にも認められています。我が国においても高齢者の発病防止や特に重症化防止に効果的であることが確認されています。

法律で決められたインフルエンザ予防接種の対象者は、65歳以上の人及び60歳以上65歳未満の人であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいをもつ人です。

しかし、接種を受けることの義務はなく、本人が希望する場合に限り接種を行います。希望しない人には、原則として接種をすることはできません。

3 インフルエンザワクチンの副反応

予防接種の注射の跡が赤みを帯びたり、腫れたり、痛んだりすることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。発熱、寒気、頭痛、けん怠感などがみられることもありますが、通常2～3日のうちに治ります。

非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などがあらわれることがあります。

4 予防接種による健康被害救済制度について

- (1) インフルエンザの予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障があるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- (2) 給付内容には、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の種類があり、健康被害の程度に応じて支給されます。

- (3) ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

* 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師又は保健所保健予防課へご相談ください。

5 接種できない人

- (1) 明らかに発熱のある人
(一般的に、体温が37度5分以上の場合を指します。)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっている人
(急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。)
- (3) 予防接種の接種液の成分によって、接種後約30分以内にひどいアレルギー反応(発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるような激しい全身反応)を起こしたことがある人
- (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある人
- (5) その他、医師が不適切な状態と判断した場合

6 受けるにあたって

- (1) 接種場所で必ず体温を測定し、診察を受けてから接種します。
- (2) 予診票は接種してもらう医師への大切な情報です。責任をもって記入してください。
- (3) 接種当日は、激しい運動や深酒はさけてください。
当日の入浴はかまいませんが、注射した部位をこすらないようにしましょう。

- * 接種直後から30分間は、体調の変化に注意してください。
(まれにですが、急激なアレルギー反応として顔がはれる、全身にじんましんが出る、息が苦しいなどの症状が現れることがあります。)
- * 普段とかわった症状がみられたときは、すぐに医療機関に連絡してください。

【問い合わせ先】

福山市保健所 保健予防課

電話 (084) 928-1127